

Web口座振替受付サービス（個社型）利用規約

明治安田収納ビジネスサービス株式会社（以下、「MBS」という。）は、MBS口座振替サービス利用規約（以下、「基本規約」という。）に定める預金口座振替依頼書（以下、「依頼書」という。）の事務の取扱いに関し、Web口座振替受付サービス（個社型）を利用する場合の利用規約を次のとおり定める。

（なお、MBS口座振替サービスを利用するにあたり収納事務委託契約を締結している場合は、収納事務委託契約を「基本規約」と読み替える）

第1条（依頼書の事務）

1. 委託者は、基本規約に基づく預金口座振替依頼書の提出による預金口座振替設定に加え、インターネットを通じて口座振替設定を行う取扱い（「Web口座振替受付サービス（個社型）」以下、「本サービス」という）を実施できるものとします。
2. 委託者は、本サービスを利用する場合、顧客に対し、本サービスの手続きが、MBSを収納代行会社として料金等の口座振替契約の設定を行うものであることを確認させることとします。
3. 委託者は次の事項を承知した上で、本サービスの取扱いを行うものとします。
 - ①本サービスが利用できるのは、各金融機関が定める条件に合致した預金者であること。
 - ②本サービスの取扱時間は、各金融機関が定める所定の時間内であり、事前に通知なく変更されることもあること。
 - ③本サービスの不正利用等により、金融機関からサービス利用対象から除外されることがあること。
 - ④本サービスは、ヤマトシステム開発株式会社の「ネット口座振替受付GWサービス」もしくは株式会社エヌ・ティ・ティ・データの「ネット口座振替受付サービス」を利用するため、当該サービスが停止もしくは終了したときは、原則として本サービスも停止もしくは終了となることがあること。
 - ⑤本サービスの取扱金融機関からの要請があった場合、MBSは委託者の住所・連絡先などの情報を金融機関に提供することがあること。

第2条（取扱手数料等）

1. 本サービスを取扱うにあたり、委託者はMBSに対して、次の手数料等およびこれにかかる消費税相当額を支払うものとします。それぞれの金額は別途定めることとします。

(1) 取扱手数料等

①初期契約料

初期契約料は、本サービス利用開始後については返金しないこととします。

②月額基本料金

月額基本料金は、利用開始月から発生し、本サービスを利用しない月でも課金するものとします。

③口座登録手数料

口座情報不一致等により口座登録ができなかった場合でも課金されます。

なお、本サービスを通じて同一の日に複数回の口座登録申し込みを行った場合、別個の件数として扱われ課金されることがあります（金融機関の定めに基づく）。

(2) 支払方法

MBSは、前項の月額基本料金および口座登録手数料等を、毎月1日から末日までの1ヵ月分をとりまとめ、1ヵ月分の合計額を翌月27日（休日の場合は翌営業日）に委託者所定の預金口座から引き落としとするものとします。ただし、口座引き落としが出来ない場合、委託者は、当社の指定する口座に毎月振込むものとします。

初期契約料は、委託者が本サービスを利用する日までに、当社の指定する口座に振込むものとします。

なお、振込手数料はいずれの場合も委託者が負担するものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、別に取り決めを行うことで、前項に定める取扱手数料等およびこれにかかる消費税相当額につき、委託者以外のものが支払うことも可能とします。この場合、前項に定める取扱手数料等およびこれにかかる消費税相当額については取り決めた負担者へ請求いたします。

第3条（技術的事項）

本サービスにおける技術的事項は、本サービスに係る「サービス仕様書」及び「インターフェース仕様書」のとおりとします。

本サービスの利用にあたり、委託者が構築・維持すべきシステム環境等が必要となる場合は、委託者の責任と費用により構築し、維持するものとします。また、委託者のシステムと接続するための通信費用等、その他、委託者の都合により発生する費用については、委託者が負担するものとします。

第4条（サービス提供の中止）

次の場合には本サービスの提供を一時的に中止することがあります。この場合、万一、委託者または第三者が損害を被った場合であっても、MBSは責任を負わないものとします。

1. 本サービスに関する設備の保守上または工事に必要な場合
2. 運用上または技術上の理由でやむを得ない場合
3. 天災等その他の不可抗力により本サービスを提供できない場合

第5条（紛議）

顧客もしくは預金者と、委託者、金融機関もしくはMBS等との間で本サービスの取扱いに関し紛議が生じた場合、委託者の責任と費用において事態解決にあたるものとします。また、委託者は本サービスの取扱いが不正に実施され、当該預金者が料金等の返還を請求する正当な理由がある場合には、委託者の責任と費用において、預金者等に対応するものとします。

なお、いずれの場合も、金融機関もしくはMBSのみの責めに帰すべき事由による場合は、この限りではないものとします。

第6条（損害賠償）

基本規約の定めにかかわらず、委託者が本サービスの不正利用等により直接的または間接的にMBSに損害を与えたときは、委託者はその損害を賠償するものとします。

第7条（本サービス利用の終了・停止）

1. 委託者またはMBSは、文書をもって3ヵ月前までに相手方に通知することにより、何時でも本サービスの利用（提供）を終了することができます。
2. 前項の定めにかかわらず、MBSは委託者が本規約に違反した場合には本サービスの提供を停止することができるものとします。
3. 本サービスは、ヤマトシステム開発株式会社の「ネット口座振替受付サービス」もしくは株式会社エヌ・ティ・ティ・データの「ネット口座振替受付サービス」を利用するため、当該サービスが停止もしくは終了したときは、原則として本サービスも停止もしくは終了となります。
4. 前各項に基づき本サービスの利用（提供）が終了（停止）された場合、および基本規約に基づくサービスの取扱いが終了したことに伴い本サービスが終了した場合は、委託者は直ちに本サービスの取扱を中止するものとし、協議のうえでその取扱にかかる費用等を精算するものとします。

第8条（本規約の変更）

本規約は変更することがあり、本サービスの提供は変更後の本規約によります。

本規約変更の際は、その効力発生日を定め、次の事項をインターネットの利用その他の適切な方法により周知します。

- (1) 本規約を変更する旨
- (2) 変更後の本契約の内容
- (3) 効力発生日

2020年	7月	1日	制定
2022年	1月	1日	改訂
2024年	3月	1日	改訂
2024年	10月	1日	改訂